

エネトピア インターネットサービス利用規約集

エネトピアのインターネットサービスを ご利用にあたっての利用規約です。必ずご一読ください。

【エネトピアグループコラボサービス料割引(3)】

対象サービス	エネトピアグループ光コラボレーションサービス
提供条件	・対象サービスを2年間継続利用すること ・両社が別途定めるサービスを利用すること
サービス料金	戸建向け:4,565円(税込) 集合向け:3,465円(税込)
利用契約の期間	2年
解約金	戸建向け:13,000円 集合向け:8,000円
解約金の適用除外	・契約者が起算日から2年が経過する日の属す暦月の前月中に両社へ契約の満了と同時に契約を解除する申し出を行った場合 ・ご利用開始月を1ヶ月目として、25ヶ月目以降に解約されるお客さまで、ご利用中の住所に学生(※1)が居住されており、サービスの解約を卒業日の前後2ヶ月以内にお申し出いただいた場合。(※2) (※1)学校教育法(昭和22年法律第26号)で大学、大学院、短期大学若しくはこれに相当する学校として両社が定める学校に就学されているお客さまとなります。 (※2)学生確認書類として、学生証/在学証明書/卒業証明書のいずれかが必要となります。また、学生ご自身がご契約者でない場合、サービスご利用中のご住所にお住まいである事実を確認するために、ご住所を確認できる書類の提出が必要となります。
注意事項	・本サービスに利用する回線がNTT西日本のIP通信網サービスであり、その回線が両社で開通した時に初期工事費割引サービスの適用を受けていた場合、本サービス解約時に本サービスの解約金とは別に、別途初期工事費割引額と同等の解約金が生じます。

【エネトピアグループ光アクセス・コラボサービス料割引(1)】

対象サービス	エネトピアグループ光アクセスサービス、エネトピアグループ光コラボレーションサービス
提供条件	対象サービスを2年間継続利用すること
サービス料金	戸建向け:5,698円(税込) 集合向け:4,598円(税込)
利用契約の期間	2年
解約金	戸建向け:18,000円 集合向け:13,000円
解約金の適用除外	・契約者が起算日から2年が経過する日の属す暦月の前月中に両社へ契約の満了と同時に契約を解除する申し出を行った場合 ・ご利用開始月を1ヶ月目として、25ヶ月目以降に解約されるお客さまで、ご利用中の住所に学生(※1)が居住されており、サービスの解約を卒業日の前後2ヶ月以内にお申し出いただいた場合。(※2) (※1)学校教育法(昭和22年法律第26号)で大学、大学院、短期大学若しくはこれに相当する学校として両社が定める学校に就学されているお客さまとなります。 (※2)学生確認書類として、学生証/在学証明書/卒業証明書のいずれかが必要となります。また、学生ご自身がご契約者でない場合、サービスご利用中のご住所にお住まいである事実を確認するために、ご住所を確認できる書類の提出が必要となります。
注意事項	・本サービスに利用する回線がNTT西日本のIP通信網サービスであり、その回線が両社で開通した時に初期工事費割引サービスの適用を受けていた場合、本サービス解約時に本サービスの解約金とは別に、別途初期工事費割引額と同等の解約金が生じます。

【エネトピアグループ光アクセス・コラボサービス料割引(2)】

対象サービス	エネトピアグループ光アクセスサービス、エネトピアグループ光コラボレーションサービス
提供条件	・対象サービスを2年間継続利用すること ・両社が別途定めるサービスを利用すること
サービス料金	戸建向け:5,478円(税込) 集合向け:4,378円(税込)
利用契約の期間	2年
解約金	戸建向け:18,000円 集合向け:13,000円
解約金の適用除外	・契約者が起算日から2年が経過する日の属す暦月の前月中に両社へ契約の満了と同時に契約を解除する申し出を行った場合 ・ご利用開始月を1ヶ月目として、25ヶ月目以降に解約されるお客さまで、ご利用中の住所に学生(※1)が居住されており、サービスの解約を卒業日の前後2ヶ月以内にお申し出いただいた場合。(※2) (※1)学校教育法(昭和22年法律第26号)で大学、大学院、短期大学若しくはこれに相当する学校として両社が定める学校に就学されているお客さまとなります。 (※2)学生確認書類として、学生証/在学証明書/卒業証明書のいずれかが必要となります。また、学生ご自身がご契約者でない場合、サービスご利用中のご住所にお住まいである事実を確認するために、ご住所を確認できる書類の提出が必要となります。
注意事項	・本サービスに利用する回線がNTT西日本のIP通信網サービスであり、その回線が両社で開通した時に初期工事費割引サービスの適用を受けていた場合、本サービス解約時に本サービスの解約金とは別に、別途初期工事費割引額と同等の解約金が生じます。

【エネトピアグループ光アクセス・コラボサービス料割引(3)】

対象サービス	エネトピアグループ光アクセスサービス、エネトピアグループ光コラボレーションサービス
提供条件	両社が別途定めるサービスを利用すること
サービス料金	戸建向け:6,930円(税込) 集合向け:5,060円(税込)
利用契約の期間	1ヶ月
解約金	無し

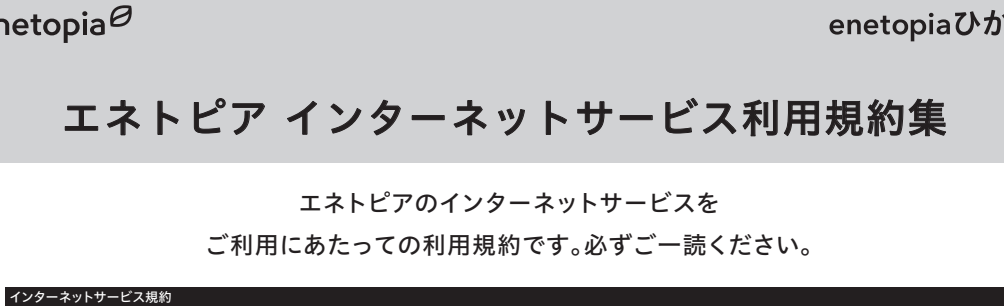
●お問い合わせ先

enetopia[®]

鳥取ガス株式会社：☎ 0570-04-8811 平日・休日問わず 09:00～19:00
鳥取ガス産業株式会社：☎ 0570-04-8822 平日・休日問わず 09:00～19:00
680-0932 鳥取県鳥取市五反田町6 エネトピアひかりサポートセンター：☎ 0570-04-8877 平日・休日問わず 10:00～19:00

内容は2021年2月1日現在のもので、予告なく変更される場合があります。

2021.02



インターネットサービス規約

鳥取ガス株式会社及び鳥取ガス産業株式会社(以下「両社」という)は、両社の提供する個人向けインターネットサービス(以下「本サービス」という)に関し、本サービスの利用者(以下「会員」という)に対し、以下のとおり会員規約を定めます。

本規約の範囲及び変更

第1条

- 本規約は、本サービスの利用に関し会員に適用します。第3条及び第4条で規定する会員契約が成立後、会員は誠実に本規約を遵守する義務が発生します。
- 両社が別途規定する個別規定及び両社が随時、会員に対し通知する追加規定は、本規約の一部を構成します。本規約と個別規定及び追加規定が異なる場合には、個別規定及び追加規定が優先するものとします。
- 両社は、会員の承諾を得ることなく、本規約を変更でき、会員は両社からの通知をもって、これを承諾するものとします。
- 両社は、本約款の変更等により会員の設備の改造・変更が必要となった場合であっても、それに要する費用は原則として負担しません。

通知及び同意の方法

第2条

- 両社から会員への通知は、本規約に別段に定めのある場合を除き、本サービス経由の電子メール、両社所定のWEBサイト、電話、またはその他両社が適当と認める方法により行われるものとします。
- 前項の通知が電子メールで行われる場合、会員の電子メールアドレス宛に発信し、会員の電子メールアドレスを保有するサーバーに到着したことをもって会員への通知が完了したものとみなします。会員は、両社が電子メールで発信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。
- 第1項の通知がWEBサイトで行われる場合、当該通知がWEBサイト上に掲示され、会員が本サービスにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって会員への通知が完了したものとみなします。
- 第1項の通知が電話で行われる場合、第5条で規定する会員契約で登録した電話番号に対して発信し、会員又は第10条に規定する同居の家族との会話をもって会員への通知が完了したものとみなします。
- 両社は、第2項、第3項の方法により会員に通知を行った場合、通知日より30日の経過をもって、同通知の内容について会員の同意を得たものとみなします。但し、会員より通知内容について、通知日より30日以内に書面をもって異議の申し出があった場合は、この限りではありません。
- 両社は、第4項の方法により会員に通知を行った場合、会員又は第10条に規定する同居の家族との会話をもって会員の同意を得たものとみなします。但し、会員より通知内容について、通知日より30日以内に書面をもって異議の申し出があった場合は、この限りではありません。
- 第2項、第3項、第4項で行われる会員に対する通知は次のとおりであり、会員はこの通知に対して、一律に行われることに同意するものとします。ただし、第2項の電子メールで行われる場合、個々に通知される電子メールに配信拒否申請がある場合には、この限りではありません。
 - 定期的な全会員に対して行われるお知らせ
 - 本規約の改定に関するお知らせ
 - 個々の会員に有益と思われる本サービス及び関連するサービス、商品、お知らせ等の情報
 - その他、両社が必要と認めた周知に関する事項

契約の種類

第3条

- 本サービスは、会員のみが利用することができるものとします。本サービスは、以下に定める会員契約を締結することにより会員全てが提供を受けることのできるサービスと、以下に定める個別サービス契約を締結した会員が提供を受けることのできるサービスによって構成されています。個別のサービスの提供を受けるためには第13条に定める個別サービスの申し込みが必要になります。
 - 会員契約
会員契約とは本サービスを受ける資格を有するものを規定する契約であり、第4条及び第5条で規定する会員契約が成立した日より第7条の規定に従い会員が退会を申請し退会が成立するまでの間、もしくは第8条に従い両社が会員資格の中断・取消を行うまでの間有効になります。
 - 個別サービス契約
サービス契約とは、会員が接続サービスや付加サービスなどの各サービス毎に第13条に従い申し込みを行うことにより成立する契約であり各サービスに個々の定めがある場合を除いて毎月01日をはじめとして月末を終わりとする月単位の契約となります。会員が第14条に定めるサービス契約の解約を行った月の月末もしくは第15条に定める本サービスの

契約の解除の日までの間、毎月自動更新されるものとします。

会員契約の申し込み

第4条

- 本サービスへの入会を希望する人(以下「入会希望者」という)は、本規約を承諾していただいた上で、入会希望者が20歳以上の場合、本人が会員契約当事者(以下「契約者」という)として両社が別途指定する所定の手続に従って、会員契約締結を申し込みます。入会希望者が20歳未満の場合、本人が契約者として両社が別途指定する所定の手続に従って会員契約締結を申し込みますが、事前に親権者の同意を得ていることが必要です。上記の要件を充足しない申し込みは、有効な申し込みとはならず、会員契約は成立いたしません。

会員契約の成立

第5条

- 入会希望者が、第4条に規定する会員契約の申し込みを行い、両社がこれを承諾した場合、会員契約の申し込みを受領した日付に遡り、会員契約が成立したものとします。
- 入会希望者が以下の項目に該当する場合、両社は当該会員契約を締結しない場合があります。
 - 入会希望者が日本国外に居住する場合。
 - 入会希望者が、過去に会員規約違反等により、会員資格の取消が行われている場合。
 - 申し込み内容に虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合。
 - 法人名や団体名等、個人名以外による申し込みの場合。
 - その他、両社が、入会希望者を会員とすることを不適当と判断する場合。

登録内容の変更

第6条

- 会員は、入会申し込みにおいて届け出た内容に変更があった場合には、速やかに所定の変更の届出を、両社に行うものとします。
- 会員は、前項の届出を怠った場合に両社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを、あらかじめ異議なく承認するものとします。

退会

第7条

- 会員が退会を希望する場合には、月末をもって退会するものとし、特別の事情がない限り会員本人より退会希望月の20日までに両社が別途定める手順にて両社に届け出たのち、両社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。また、会員は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないとともに、会員が退会に伴って、両社に対して、なんらかの請求権を取得することは一切ありません。また会員は、退会以降に第18条に規定する利用料金が発生している場合には、退会月以降であっても、第18条4項で指定した決済方法により支払いを行うことに同意します。
- 会員は、両社が退会に際し特に制限または条件等を定めている特典、サービス等を利用している場合は、前項は適用しません。該当の特典、サービス等の個別の制限または条件に基づき退会するものとします。
- 退会後の個人情報等の削除及び保管期間に関しては、両社が適当と判断する相当の期間について保管するものと、その後、削除することに同意します。

会員資格の中断・取消

第8条

- 会員が以下の項目に該当する場合、両社は、事前に通知することなく直ちに当該会員の会員資格を中断または取り消すことができるものとします。また、会員資格が取り消された場合、当該会員は、両社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。また、両社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないものとします。
 - 入会申し込みにおいて、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
 - 第19条で禁止している事項に該当する行為を行った場合。
 - 料金等の支払債務の履行遅延又は不履行が1回でもあった場合。
 - 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。
 - その他、本規約に違反した場合。
 - その他、会員として不適切と両社が判断した場合。
 - 第6条で規定する登録内容の変更を相当期間怠ったと両社が判断した場合。

I D及びパスワードの管理

第9条

- 会員は、両社が会員に付与するユーザーID及びパスワードの管理責任を負うものとします。
- 会員は、第10条で規定する場合を除き、ユーザーID、パスワード及び本サービスを利用する際に、または貸与、譲渡、名義変更、売買、買入等をして

社指定の様式にて提出していただきます。

- (1)本規約第5条のサービス種類
 - (2)契約者の氏名
 - (3)契約者の性別
 - (4)契約者の生年月日
 - (5)契約者の連絡先
 - (6)本サービスの回線の終端の場所
 - (7)料金の支払い方法
 - (8)その他両社が指定する事項
- 2.本サービスの申込みに際し、契約者本人である公的な証明となる書類(両社が許諾した場合は、書類の写しも可)の提出を求める場合があります。
- 3.本サービスの申込みについて、契約者より申込み代行の委任を受けたもの(以下「代行者」という)が代行して申込み場合、両社に委任状を提出していただく場合があります。

転用

第9条

- 1.NTT西のIP通信網サービスのうち、NTT西が定める種類の回線は、本サービスに移行すること(以下「転用」という)ができます。
- 2.両社で転用が完了した場合、転用前のNTT西のIP通信網サービスに復旧する事はできません。
- 3.本サービスから、NTT西を含む他の事業者のサービスに転用することはできません。
- 4.NTT西のIP通信網サービスから本サービスに転用する場合、両社指定の様式にて両社の定める事項を提出していただきます。
- 5.転用に際し、IP通信網サービス契約者(IP通信網サービス契約者より委任された者も含みます)はNTT西が指定する方法で、NTT西に転用承諾を得るものとします。
- 6.転用承諾手続きについて、IP通信網サービス契約者と委任された者の間の争議について、両社は一切の責任を負いません。

契約申込の承諾

第10条

- 1.両社は新たに本サービスの契約者となろうとする者(以下「契約申込者」という)が、この規約を本契約の内容とすること、かつこの規約での取引に合意のうえ両社所定の方法により申込みを行ったとき、本サービスの契約申込みを受け付けます。
- 2.両社は本サービスの契約申込みを受け付けた順序に従って、NTT西に回線の開通や転用の諾否を照会し、NTT西が承諾した場合に、両社は申込みを承諾します。
- 3.両社が契約申込みを承諾したときを以って、契約締結とします。
- 4.NTT西が回線の開通や転用を承諾しなかった場合、または両社が申込みを承諾しなかった場合、またその両方において、両社は一切の責任を負いません。
- 5.両社は本条第2項の定めにかかわらず、次の場合には本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1)本サービスの契約者と利用者が同一のものにならないとき
 - (2)本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
 - (3)その他両社の業務遂行上著しい支障があるとき

利用者情報の提供

第11条

- 1.本サービス契約者の情報について、両社はNTT西に通知し、NTT西はそれらを記録・保管します。
 - (1)契約者の氏名
 - (2)回線の設置場所住所
 - (3)書類等の送付先住所

契約者回線等番号

第12条

- 1.契約者回線等番号は、NTT西のIP通信網サービス契約規約第15条第1項、第2項の定めるところにより、1の契約者回線等に割り当てます。
- 2.契約者回線等番号は、NTT西および両社の技術上または業務遂行上やむを得ない理由がある場合は、変更することがあります。
- 3.前項の規定により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめそのことを対象の本サービス契約者に通知します。

契約内容の変更

第13条

- 1.本サービスの契約者は、転居等、回線の終端の場所を移動(以下「移転」という)するに当たり、両社およびNTT西が定める範囲内でサービス種類を変更することができます。

サービス回線の移転

第14条

- 1.サービス契約者は、本サービス提供地域内を移転先とする場合、本サービス回線の移転を申込みことができます。

サービスの一時中断

第15条

- 1.本サービスの利用の一時中断は請求できません。

サービス契約の譲渡

第16条

- 1.本サービス契約の譲渡はできません。

サービス利用権の譲渡

第17条

- 1.本サービスの利用権は譲渡できません。

相互接続

第18条

- 1.両社は本サービスに対する相互接続を行いません。

両社が行うサービスの契約の解除

第19条

- 1.NTT西から両社に対し、本サービスの契約が解除された場合
- 2.本サービスの契約者が、本規約を含むインターネットサービス規約に反した場合

サービス契約者が行うサービス契約の解除

第20条

- 1.本サービス契約者が、両社に対し本サービス契約の解除をする場合は、両社指定の手段にて両社に通知していただきます。
- 2.本サービス契約者が、本サービスで利用しているNTT西の設備を用い、他社が提供する光コラボレーションモデルを活用した他社サービスを契約する場合、本サービスの契約を解除する必要があります。
- 3.本サービスの契約解除に当たり発生する費用の一切について、本サービス契約者が負担するものとし、両社は負担しません。

本サービスの契約解除にかかる責任

第21条

- 1.本規約第19条、第20条の本サービスの契約解除に伴って発生する本サービス契約者が被る不利益事項について、両社はその責任を一切負いません。

本サービスの光回線に提供する付加機能

- 1.両社は別に定める付加機能を提供します。

利用中止

第23条

- 1.両社は、次の場合に本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1)両社の電気通信設備の保守上または工世上やむを得ないとき。
 - (2)本規約第26条の定めによるとき。
 - (3)その他両社が必要と判断したとき。

利用停止

第24条

- 1.両社は、本サービス契約者が次のいずれかに該当するとき、そのIP通信網サービスの利用を停止することがあります。
 - (1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2)その他両社が必要と判断したとき。

発信者番号通知

第25条

- 1.本サービスの回線番号は、その接続先に通知します。
- 2.本契約者が通知を希望しない場合、両社にその旨の申込みが必要です。

通信利用の制限等

第26条

- 1.NTT西のIP通信網サービス契約規約第36条の定めにより、非常事態の発生または発生の恐れがある場合、優先する通信のために本サービスの通信が中止される場合があります。
- 2.通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3.本サービスにおいても、インターネットサービス規約第17条を適用します。

料金および工事に関する費用

第27条

- 1.本サービスの料金および工事に関する費用は、両社が別に定める通りとします。

解約金

第28条

- 1.本サービスに転用する回線がNTT西のIP通信網サービスであり、その回線がNTT西で開通した時の初期工事費割引サービスの適用を受けていた場合、本サービスの解約時に別に定める解約金が生じます。

料金、工事費、解約金等の支払義務

第29条

- 1.契約締結以降、手続きに関する料金、本サービス料金、工事費、解約金等について、本サービス契約者は支払義務を負います。
- 2.両社は、本サービス契約者が従前契約していたNTT西のIP通信網サービスについて、NTT西のIP通信網サービス契約規約第22条の2第3項(1)に示す工事に関する費用の分割支払金の残余期間相当額について、本サービス契約者に請求し、本サービス契約者は支払義務を負います。
- 3.本サービス契約者は、本サービスの解約、移転等端末変更を行う際はNTT西より貸与された端末をNTT西へ返却していただく必要があります。未返却によって、NTT西より両社に対し端末に関する費用が請求された場合、両社は本サービスの契約者に相当額を請求し、本サービス契約者は支払う義務を負います。

本サービス契約者の維持責任

第30条

- 1.本サービス契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するように維持していただきます。

修理又は復旧の順位

第31条

- 1.修理又は復旧の順位はNTT西のIP通信網サービス契約規約第60条の定めによります。

【附則】

- 本規約は2016年7月1日より適用します。
本規約は2018年9月1日より適用します。
本規約は2021年2月1日より適用します。

光コラボレーションサービス料金表(NTT西の営業区域に該当する地域)

【基本料金】

サービスの種類	設置場所の区分	料金の種類	金額(税込)	単位
戸建向け	戸建住宅向け (NTT西の提供する光コラボレーションモデルにおいて、戸建住宅向けとして区分されるもの)	月額利用料金	5,940円	1契約あたり
		集合住宅向け (NTT西の提供する光コラボレーションモデルにおいて、集合住宅向けとして区分されるもの)	月額利用料金	4,070円

【手続きに関する料金】

料金の種類	適用	金額(税込)	単位
契約手数料	新規に本サービスを申込み場合	3,300円	1契約あたり
転用手続き費	NTT西が指定する回線を本サービスに移行する場合	3,300円	1契約あたり

【工事費(新規開通工事費)】

工事先への工事担当者のお伺い有無	対象となるサービスの種類	金額(税込)	単位
あり	戸建向け	27,500円	1の工事ごと
	集合向け	25,300円	1の工事ごと
なし	戸建向け	2,200円	1の工事ごと
	集合向け	2,200円	1の工事ごと

工事担当者がお伺いする工事の場合、土日祝・時間外は割増料金となります。

【解約金】

工事区分と相当する光回線種類	ご利用開始月から15ヶ月以内に解約した場合		16ヶ月目以降、 24ヶ月以内に解約した場合 (24ヶ月目の末日を除く)	
	平成26年5月以前の申込	平成26年6月以降、 平成27年4月以前の申込		
	金額(税込)	金額(税込)		金額(税込)
派遣工事	フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ準 マンション・スーパーハイスピードタイプ準 マンションタイプ(VDSL方式)	22,000円	22,000円	11,000円
	フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ、ファミリー・ハイスピードタイプ マンション・ハイスピードタイプ マンションタイプ(ひかり配線方式))	22,000円	20,900円	11,000円
無派遣工事	フレッツ 光ネクスト マンションタイプ(LAN方式)	6,600円	6,050円	3,300円
	フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ、ファミリー・ハイスピードタイプ ファミリー・スーパーハイスピードタイプ準	11,000円	11,000円	11,000円
	フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ準 マンションタイプ(VDSL方式)	19,800円	19,800円	11,000円
	フレッツ 光ネクスト マンションタイプ(ひかり配線方式) マンション・ハイスピードタイプ	19,800円	18,700円	11,000円

光アクセスサービス規約

本規約の適用

第1条

- 1.鳥取ガス株式会社及び鳥取ガス産業株式会社(以下「両社」という)は「光アクセスサービス規約」(以下「本規約」という)を定め、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西」という)から卸電気通信役務の提供を受けた電気通信事業者(以下、併せて「回線事業者」という)がそれぞれ提供する、光電気通信網を用いたFTTHアクセス回線提供サービス(以下「光回線」という)を利用した、インターネット接続サービス(以下「本サービス」という)を提供します。
- 2.本規約は「インターネットサービス規約」の一部を構成するものであり、本サービスの契約者(以下「会員」という)は「インターネットサービス規約」を承諾したものとします。
- 3.会員は、本規約および両社が別途定める、「インターネットサービス規約」およ

び、回線事業者が定める光回線にかかるサービス規約・約款等、その他規約に関する諸規定に同意し、本サービスを利用するものとします。

- 4.光回線の利用に関する契約については、回線事業者が別途定める光回線にかかるサービス規約・約款等に従い、別途会員と回線事業者との間において締結されるものとし、回線事業者による光回線の提供について、両社は一切の責任を負わないものとします。
- 5.本規約に定めのない事項は「インターネットサービス規約」によります。
- 6.本サービスの提供条件について、本規約に定めのある場合を除き、NTT西の「IP通信網サービス契約規約」によります。

契約の成立およびサービスの開始日

第2条

- 1.両社は新たに本サービスの契約者となろうとする者(以下「契約申込者」とい

- う)が、この規約を本契約の内容とすること、かつこの規約での取引に合意のうえ両社所定の方法により申込みを行ったとき、本サービスの契約申込みを受け付けます。
2. 両社は本サービスの契約申込みを受け付けた順序に従って審査を行い、申込みを承諾します。
 3. 両社が契約申込みを承諾したときを以って、契約締結とします。
 4. 両社は本条第2項の定めにかかわらず、以下の項目に該当する場合、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1)本サービスの契約者と利用者が同一のものにならないとき
 - (2)本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
 - (3)その他両社の業務遂行上著しい支障があるとき
 5. 利用料金の課金開始基準日となる本サービスにおけるサービス開始日は、両社が別途定める日とします。なお、両社は会員に対して、当該サービス開始日を、書面または両社が適当と判断する方法で通知するものとします。

利用料金

第3条

1. 会員は、本サービスの締結に基づき料金第1表に定めた料金(以下「サービス料金」という)を支払うものとします。
2. 光回線の利用料金、第5条に定める回線事業者から提供される端末設備利用料金、その他本サービスの提供に伴い回線事業者が直接会員に提供するサービスにかかる利用料金は、回線事業者が会員に請求するものとし、会員はこれを回線事業者に対し支払うものとします。

通信速度

第4条

1. 両社が本サービスに関して定める通信速度は最高時のものであり、接続状況、会員が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化することであることを、会員は了承するものとします。
2. 両社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

料金第1表 光アクセスサービス料金表

[サービス料金]

1. 月額費用	1,210円(税込)
2. キャンペーン	キャンペーンをご利用の場合は、キャンペーン料金を適用します。

光コラボレーションアクセスキャンペーン規約

本規約の適用

第1条

1. 鳥取ガス株式会社及び鳥取ガス産業株式会社(以下「両社」という)は「光コラボレーションアクセスキャンペーン規約」(以下、「本規約」という)を定め、「光コラボレーションアクセスサービス」(以下「本サービス」という)を提供します。
2. 本規約は、「インターネットサービス規約」「光コラボレーションサービス規約」「光アクセスサービス規約」(以下「各規約」という)の一部を構成するものであり、本サービスの契約者(以下「会員」という)は各規約を承諾したものとします。
3. 本サービスは、両社が別途定める条件を満たす会員の月額利用料金から、両社が別途定める金額を割り引くサービスです。
4. 本サービスの内容、提供条件、その他詳細については、両社が別途定める本サービスに関する諸規定により、会員に提示されるものとします。
5. 本規約に定めのない事項は各規約によります。

本サービスの申し込み

第2条

1. 両社は、会員が本規約での取引に合意のうえ両社所定の方法により申込みを行ったとき、本サービスの契約申込みを受け付けます。
2. 両社は本サービスの契約申込みを受け付けた順序に従って審査を行い、申込みを承諾します。
3. 両社が契約申込みを承諾したときを以って、契約締結とします。
4. 両社は本条第2項の定めにかかわらず、以下の項目に該当する場合、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1)本サービスの契約者と利用者が同一のものにならないとき
 - (2)本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
 - (3)その他両社の業務遂行上著しい支障があるとき

利用料金

第3条

1. 会員は、本サービスの締結に基づき、両社が別途定める料金(以下「サービス料金」という)を支払うものとします。

利用契約の満了

第4条

1. 本サービスの利用契約は、本サービスの提供を開始した日の属す暦月の初日(以下「起算日」という)から両社が別途定める期間をもって満了となります。

利用契約の満了に伴う契約の更新等

第5条

1. 本サービスの利用契約は、その契約の満了と同時に新たに契約を締結するとき、又は満了と同時に契約を解除するときは、両社が指定する期間中に、両社に

端末設備

第5条

1. 本サービスの利用には、回線事業者が別途指定する端末設備が必要となる場合があります。
2. 端末設備の貸与条件等は回線事業者が定めるものとします。

本サービスの変更または廃止

第6条

1. 両社は、両社所定の方法(両社所定のWE B サイトに掲載する方法を含みます。)にて会員に通知することにより、本サービスの変更または廃止をすることがあります。
2. 両社は、前項による本サービスの変更または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

その他

第7条

1. 会員は、光回線にかかる回線事業者との利用契約と、本サービスにかかる両社との利用契約は、それぞれ独立した別個の契約であることを認識し、利用契約の解約においては、回線事業者と両社のそれぞれに対する解約手続きが必要となることを了承するものとします。
2. 光回線開通後の回線等に関する各種問い合わせおよび光回線の利用料金については、回線事業者が受け付けるものとし、本サービスの利用料金、サービス内容等に関する問い合わせについては両社が受け付けるものとします。
3. 両社は、本サービスの提供にあたり必要がある範囲で、会員が利用する光回線の回線事業者との間で当該会員の情報を相互に開示するものとし、会員はこれを承諾するものとします。

【附則】

本規約は2016年7月1日より適用します。

本規約は2018年9月1日より適用します。

本規約は2021年2月1日より適用します。

別紙 提供条件及びサービス料

[エネトピアグループ光アクセスサービス料金引(1)]

対象サービス	エネトピアグループ光アクセスサービス
提供条件	対象サービスを2年間継続利用すること
サービス料金	968円(税込)
利用契約の期間	2年
解約金	5,000円
解約金の適用除外	・契約者が起算日から2年が経過する日の属す暦月の前月中に両社へ契約の満了と同時に契約を解除する申し出を行った場合 ・ご利用開始月を1ヶ月目として、25ヶ月目以降に解約されるお客さまで、ご利用中の住所に学生(※1)が居住されており、サービスの解約を卒業日の前後2ヶ月以内にお申し出いただいた場合。(※2) (※1)学校教育法(昭和22年法律第26号)で大学、大学院、短期大学若しくはこれに相当する学校として両社が定める学校に就学されているお客さまとなります。 (※2)学生確認書類として、学生証/在学証明書/卒業証明書のいずれが必要となります。また、学生ご自身がご契約者でない場合、サービスご利用中のご住所にお住まいである事実を確認するために、ご住所を確認できる書類の提出が必要となります。

[エネトピアグループ光アクセスサービス料金引(2)]

対象サービス	エネトピアグループ光アクセスサービス
提供条件	両社が別途定めるサービスを利用すること
サービス料金	1,155円(税込)
利用契約の期間	1ヶ月
解約金	無し

[エネトピアグループ光アクセスサービス料金引(3)]

対象サービス	エネトピアグループ光アクセスサービス
提供条件	・対象サービスを2年間継続利用すること ・両社が別途定めるサービスを利用すること
サービス料金	913円(税込)
利用契約の期間	2年
解約金	5,000円
解約金の適用除外	・契約者が起算日から2年が経過する日の属す暦月の前月中に両社へ契約の満了と同時に契約を解除する申し出を行った場合 ・ご利用開始月を1ヶ月目として、25ヶ月目以降に解約されるお客さまで、ご利用中の住所に学生(※1)が居住されており、サービスの解約を卒業日の前後2ヶ月以内にお申し出いただいた場合。(※2) (※1)学校教育法(昭和22年法律第26号)で大学、大学院、短期大学若しくはこれに相当する学校として両社が定める学校に就学されているお客さまとなります。 (※2)学生確認書類として、学生証/在学証明書/卒業証明書のいずれが必要となります。また、学生ご自身がご契約者でない場合、サービスご利用中のご住所にお住まいである事実を確認するために、ご住所を確認できる書類の提出が必要となります。

[エネトピアグループコラボサービス料金引(1)]

対象サービス	エネトピアグループ光コラボレーションサービス
提供条件	対象サービスを2年間継続利用すること
サービス料金	戸建向け:4,730円(税込) 集合向け:3,630円(税込)
利用契約の期間	2年
解約金	戸建向け:13,000円 集合向け:8,000円
解約金の適用除外	・契約者が起算日から2年が経過する日の属す暦月の前月中に両社へ契約の満了と同時に契約を解除する申し出を行った場合 ・ご利用開始月を1ヶ月目として、25ヶ月目以降に解約されるお客さまで、ご利用中の住所に学生(※1)が居住されており、サービスの解約を卒業日の前後2ヶ月以内にお申し出いただいた場合。(※2) (※1)学校教育法(昭和22年法律第26号)で大学、大学院、短期大学若しくはこれに相当する学校として両社が定める学校に就学されているお客さまとなります。 (※2)学生確認書類として、学生証/在学証明書/卒業証明書のいずれが必要となります。また、学生ご自身がご契約者でない場合、サービスご利用中のご住所にお住まいである事実を確認するために、ご住所を確認できる書類の提出が必要となります。
注意事項	・本サービスに利用する回線がNTT西日本のIP通信網サービスであり、その回線が両社で開通した時に初期工事費割引サービスの適用を受けていた場合、本サービス解約時に本サービスの解約金とは別に、別途初期工事費割引額と同等の解約金が生じます。

[エネトピアグループコラボサービス料金引(2)]

対象サービス	エネトピアグループ光コラボレーションサービス
提供条件	両社が別途定めるサービスを利用すること
サービス料金	戸建向け:5,775円(税込) 集合向け:3,905円(税込)
利用契約の期間	1ヶ月
解約金	無し